

令和7年度 目黒区 GIGA スクール構想における ICT 利活用支援委託事業者 選定プロポーザル募集要項

目次

I 目 的	2
II 事業概要	2
1 件 名	2
2 事業の目的	2
3 委託業務の内容	2
4 受託者の参加資格要件	3
5 業務管理者の要件	3
6 スーパーバイザーの要件	3
7 履行場所	4
8 履行期間	5
III 事業者募集	5
1 概 要	5
2 募集及び選定スケジュール	6
3 質問票について	6
4 応募方法	7
5 注意事項	8
IV 選 定	8
1 選定方法	8
2 評価対象及び点数配分	8
3 資格審査	9
4 一次審査（内容審査）	9
5 二次審査（内容審査・価格審査）	9
6 候補者の選定	9
7 選定結果の公表	9

I 目 的

令和7年度における目黒区立小・中学校におけるICT利活用支援委託業務について、目黒区教育委員会（以下「区」という）が契約を締結する事業者の選定をプロポーザル方式により実施します。

これに伴い、以下のとおり、その実施要件、手続き等を定め、プロポーザル参加業者を募集します。

II 事業概要

1 件 名

GIGAスクール構想におけるICT利活用支援業務委託

2 事業の目的

目黒区では令和3年2月、Society 5.0（ソサエティ5.0）時代を担う子供たちの新たな学びを支えるため、国が掲げる「GIGAスクール構想の実現」に向けた全区立小・中学校の一人一台端末の整備を行ったが、令和8年2月より次期システムへ更新を行う予定である（以下「GIGAシステム」という）。

目黒区では、校務系については令和6年度に更新を行った。また、令和5年度より順次更新を行った教員の学習指導に資する大型提示装置や教員用ノートパソコン等からなる教育コンピュータシステムと次期GIGAシステムを統合させる予定がある。

現在、学校教育施策の中期計画「めぐろ学校教育プラン」（令和4年3月改定）、教育情報化推進計画「MEGUROスマートスクール・アクションプラン」（令和4年3月策定）を推進中であるが、高度化かつ多様化するICT環境の活用を支えるため、ICT利活用支援員による支援が必須である。

提案にあたっては、国、都、その他関係団体の動向を踏まえ、単なるICT機器のメンテナンスにのみならず、第二期GIGAスクール構想の理念や校務DXに資する幅広い支援と児童生徒の学習意欲向上、教職員の負担軽減に寄与するICT利活用提案が可能な高い専門性を有する業務体制の提案を望む。

3 委託業務の内容

各校の校務支援システムやタブレット端末、各種ソフトウェア等の活用を促進し、教員のICT活用指導力を向上させ、効果的な活用を促進することを目的に、ICT利活用支援員が学校を訪問し、下記のICTに関わる支援を行うこと。既存システム事業者やソフトウェア事業者等とも連携を行いながら支援にあたること。

委託内容実施にあたっては、ICT利活用支援員の業務遂行を管理監督する業務管理者1名と、業務管理者を補佐しICT利活用支援員をサポートするスーパーバイザーを1名以上置くこと。

（1）区立小・中学校へ週1回以上かつ月6回程度、ICT利活用支援員を配置すること。

8時30分から16時45分までの中の8時間（休憩時間含む。）を学校訪問の必須時間とする。ただし、その前後の時間の配置の提案を妨げるものではない。

（2）ICTを活用した授業計画の作成支援を行うこと。

（3）区立小・中学校に設置・稼働しているICT機器の操作支援を行うこと。

（4）ICT機器のメンテナンス、メーカー又は保守事業者等への問い合わせ代行、障害に関する一次

- 切り分け、区が保有する図書等から手順書の作成を行うこと。
- (5) 教員に対して情報モラル、情報セキュリティをテーマとした研修を行うこと。
 - (6) 教員に対して他校、他団体の好事例等を用いて I C T利活用の促進に資する研修を行うこと。
 - (7) I C Tを活用した校務事務の支援を行うこと。ただし、児童・生徒の評価、所見、健康に関する情報を扱う業務等は範囲外とする。
 - (8) 児童・生徒に対して I C T機器の操作支援を行うこと。
 - (9) I C Tを活用した授業等において、機器準備・調整・片付けを行うこと。
 - (10) 業務管理者、スーパーバイザーが出席する目黒区への報告会を月 1 回以上開催すること。
 - (11) Web サイト等に掲載する実践事例や実践の様子が分かる資料、写真、動画の作成又は撮影に協力すること。

4 受託者の参加資格要件

令和 7 年 6 月 1 日現在（基準日）、次の条件を全て満たしていることを参加要件とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (2) 目黒区の競争入札参加資格を有していること。
- (3) 目黒区から入札参加資格除外又は指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 目黒区契約における暴力団等排除措置要綱(平成 23 年 7 月 28 日付目総契第 4070 号決定)別表に規定する措置要件に該当しないこと。
- (5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 直近 5 年以内に、他の自治体において、1 件あたり 25 校以上の学校を対象とした I C T利活用支援員の派遣業務の受託実績（再委託実績を含む）を複数有すること。
- (7) 直近 5 年以内に、他の自治体において、授業支援だけでなく、校務支援システムの活用促進を含む I C T利活用支援員の受託実績（再委託実績含む）を複数有していること。
- (8) 教育情報化コーディネータ 3 級以上又は I C T支援員認定の取得者が複数名在籍しており、本業務の体制に従事できること。
- (9) 本業務を担当する部署が ISMS/ISO27001 又はプライバシーマークを取得していること。
- (10) 緊急時に目黒区立学校及び目黒区教育委員会に訪問できる体制が整えられること。

5 業務管理者の要件

業務管理者は次に掲げる経験又は資格等を全て有する者であること。

- (1) 本件と同類の業務経験を 3 年以上有すること。
- (2) 本件と同類・同規模の案件を業務管理者として取りまとめた経験を通算 2 年以上有すること。
- (3) 次に掲げるいずれかの資格等を有する者。
 - ただし、資格は令和 7 年 6 月 1 日時点で有効であること。
 - ・教育情報化コーディネータ 3 級以上
 - ・ I C T支援員認定
- (4) スーパーバイザー及び I C T利活用支援員に対して円滑な指揮・指導・助言を行える経験及び能力を有する者。

6 スーパーバイザーの要件

スーパーバイザーは下記経験又は資格等を全て有する者であること。

- (1) 本件と同類の業務経験を1年以上有する者。
- (2) 本件と同類の業務経験で業務管理者又はスーパーバイザーの経験を有する者。
- (3) 下記いずれかの資格を有する者
- ただし、資格は令和7年6月1日時点で有効であること。
- ・教育情報化コーディネータ3級以上
 - ・ICT支援員認定
- (4) ICT利活用支援員に対して円滑な指揮・指導・助言を行える経験及び能力を有する者。

7 履行場所

番号	学校名	住所
1	八雲小学校	八雲 2-5-1
2	菅刈小学校	青葉台 3-3-26
3	下目黒小学校	目黒 2-7-9
4	碑小学校	碑文谷 1-18-2
5	中目黒小学校	中目黒 3-13-32
6	油面小学校	中町 1-5-4
7	大岡山小学校	平町 2-3-1
8	烏森小学校	上目黒 3-37-27
9	向原小学校	目黒本町 6-7-15
10	五本木小学校	五本木 2-24-3
11	鷹番小学校	中央町 1-20-26
12	田道小学校	目黒 1-15-28
13	月光原小学校	目黒本町 4-15-3
14	駒場小学校	駒場 3-11-13
15	緑ヶ丘小学校	緑が丘 2-13-1
16	原町小学校	原町 2-18-12
17	不動小学校	下目黒 6-11-35
18	上目黒小学校	五本木 1-12-13
19	東根小学校	東が丘 1-20-1
20	中根小学校	緑が丘 1-1-1
21	宮前小学校	八雲 3-13-21
22	東山小学校	東山 2-24-25
23	第一中学校	大橋 2-11-1
24	第十中学校	八雲 5-2-1
25	東山中学校	東山 1-24-31

26	目黒中央中学校	中町 2-37-38
27	大鳥中学校	下目黒 3-23-18
28	目黒南中学校	碑文谷 1-1-33
29	目黒西中学校	碑文谷 4-19-25
30	目黒区教育委員会事務局	目黒区上目黒 2-19-15
31	受託者の指定する場所	目黒区と受託者で合意した場所
32	区の指定する場所	目黒区と受託者で合意した場所

8 履行期間

令和7年12月1日から令和8年3月31日まで

なお、プロポーザルによる業者決定日の翌日から令和7年11月30日までを準備期間とする。

- (1) 準備期間においては、令和7年12月からの業務を円滑に遂行できるように、区と調整を図りながら、各種システム保守事業者からの引継ぎや現行事業者からの業務引継ぎ、ICT利活用支援員の採用・教育など、事前準備を遺漏なく行うこと。
- (2) 前項の準備期間における費用は、本件の受託者が負担すること。
- (3) 契約については年度毎の契約となるが、当該予算が議決されているかつ受託者の履行状況が良好と認められる場合においては、令和7年度以降も令和9年度までを限度として継続して契約することができる。

※ただし、令和8年度・令和9年度の予算額はそれぞれ提案限度価格（Ⅲ－1（6）参照）の3倍（12か月分）を予定している。

Ⅲ 事業者募集

1 概要

- (1) 当事業への参加を希望する事業者を公募する。
- (2) 受託候補者の選定にあたっては、プロポーザル方式を採用する。
- (3) 応募のあった事業者からの提出書類により、目黒区GIGAスクール構想におけるICT利活用支援委託選定委員会（以下「選定委員会」という。）が予め定めた評価基準に基づき、資格審査（要件審査、価格審査）、一次審査（内容審査）、二次審査（内容審査・価格審査）を行う。
- (4) 資格審査を経たうえで、一次審査及び二次審査の合計点が、最も高い事業者を受託候補者として選定する。
- (5) 資格審査を満たしていない事業者は失格とする。
- (6) GIGAスクール構想におけるICT利活用支援委託の総額（税別）について、提案限度価格を、下表のとおり設定する。ただし、総額の中には4か月あたりの本業務にかかるすべての経費を含む。

（期間：令和7年12月1日から令和8年3月31日）

＜提案限度価格＞

	見積額総額（税込）
提案限度価格	36,256,440円

（７）見積価格が提案限度価格を超える場合は、失格とする。

（８）契約については年度毎の契約となるが、当該予算が議決されているかつ受託者の履行状況が良好と認められる場合においては、令和７年度以降も令和９年度までを限度として継続して契約することができる。

２ 募集及び選定スケジュール

事業者選定プロポーザル募集要項の公表	令和７年６月１０日（火）
募集要項に対する質問票提出締切	令和７年６月１７日（火）
質問に対する回答	令和７年６月２４日（火）
プロポーザル参加申請書、 提案書提出締切	令和７年７月１５日（火）
一次審査	令和７年７月２５日（金）～８月１日（金）
二次審査対象者決定 及びプレゼンテーション依頼	令和７年８月７日（木）
二次審査（内容審査・価格審査） プレゼンテーション及び質疑	令和７年８月２１日（木）
選定結果の決定及び通知	令和７年８月２８日（木）
選定結果の公表	令和７年９月１日（月）

３ 質問票について

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。なお、現在の契約事業者との契約金額や仕様書、成果物は公表しない。電話等による個別の質問には応じない。ただし、質問内容に疑義が生じた場合には、担当部署から質問者へ電話又は電子メールで問い合わせを行うことがある。

なお、プロポーザル参加希望者で、質問に対する回答の送付を希望する場合は、具体的な質問がない場合であっても当質問票に「プロポーザルへの参加を予定しているため、質問に対する回答の送付を希望」と記入して、期日までに提出すること。

（１）締切日

令和７年６月１７日（火）午後５時まで

期限を過ぎての提出は受け付けない。

(2) 受付方法

質問票（様式 1）に記入のうえ、電子メールで区担当あてに提出。

件名は「【社名】GIGA スクール構想における ICT 利活用支援委託（質問）」とすること。

(3) 送付先メールアドレス

目黒区教育委員会事務局学校 ICT 課学校 ICT 運用係: kyoiku10@city.meguro.tokyo.jp

(4) 回答日

令和 7 年 6 月 2 4 日（火）

質問票を記載した全社あて電子メールにて送付する。

4 応募方法

プロポーザルの参加に応募する事業者は、次の書類を用意し、目黒区教育委員会事務局学校 ICT 課学校 ICT 運用係あて郵送又は持ち込みを行うものとする。

(1) 提出書類

以下に記載のア～ケの書類を提出することとし、ア～オ、キ～コは各 1 部作成、カは 1 0 部作成し、うち 8 部は社名を隠すこと。（コは提出任意）

ア プロポーザル参加申請書（様式 2）

イ 東京電子自治体共同運営電子調達サービスの競争入札参加資格審査受付票の写し

ウ 教育情報化コーディネータ 3 級以上の証明書の写し又は I C T 利活用支援員認定の証明書の写し（2 名分）

エ 見積書（様式自由、ただし、下記事項を遵守すること）

- ・ I C T 利活用支援員委託事業 1 か月あたりの総額（消費税別）で記載すること。
- ・ 追加提案がある場合も月額に含めること。

オ 見積書内訳書

- ・ 上記エで提示した 1 か月あたりの総額の内訳を記載すること。

カ 提案書（以下に従い作成）

- ・ A 4 タテに横書き（任意様式）とし、提案書記載事項（別紙 1）にある項目について全て記載すること。

※提案書の記載事項の各項目に関する記載がいずれに記載されているか、必ず明示すること（提案書記載事項に対応した回答項目の目次もしくは対応表を作成すること）。

- ・ ワープロソフト等で作成し印刷したもの（手書き不可）。
- ・ 説明のため図表を挿入しても構わない。
- ・ 字数制限はないが、本文の大きさは 1 0.5 ポイント以上とすること。
- ・ 提案書記載事項（別紙 1）のとおり、各書類の最初のページにインデックス（1－1、2－1 等）を貼付すること。

キ 他の地方公共団体と締結した契約書の写し

- ・ 契約書（契約相手先、受託内容及び契約件名、契約金額、契約期間が分かるページ）及び内訳が分かる書類を添付すること。

ク ICT 利活用支援員業務範囲チェックリスト（様式 3）

ケ 上記提出資料（正本）データ（CD-R 又は DVD-R）

コ 提案内容に係る不開示希望部分・理由の疎明書（様式 4）※提出任意

(2) 提出期限

令和7年7月15日（火）午後5時まで ※必着

（3）提出先

〒153-8573 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
目黒区教育委員会事務局学校 ICT 課（目黒区総合庁舎本館5階）
担 当：学校 ICT 運用係 戸澤
連絡先：03-5722-9148（直通）

5 注意事項

- （1）提出書類は郵送又は持ち込みとする。メール・ファクシミリでの送付は不可とする。
- （2）参加資格が確認できないときは、失格とみなす。
- （3）提出書類の作成・提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- （4）提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は認めない。ただし、区が必要と認めた場合は、追加資料を求めることがある。
- （5）提出書類は、原則返却しない。
- （6）提出書類に虚偽の記載のある場合は、応募を無効とする。
- （7）提出書類は、審査以外の目的では使用しない。なお、審査に使用するため写しを作成することがある。
- （8）提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、公表、その他区が必要と認めるときには、協議の上、区はこれを無償で利用できるものとする。
- （9）提出書類について、情報の開示請求があった場合は、請求の内容に応じて事前照会のうえ開示することがある。

IV 選 定

1 選定方法

応募のあった事業者からの提出書類により、選定委員会が予め定めた評価基準に基づき資格審査、一次審査（内容審査）及び二次審査（内容審査・価格審査）を行う。

一次審査を経たうえで、二次審査及び価格点の合計点が、最も高い事業者を受託候補者として選定する。

なお、資格審査は資格要件と提案価格で審査を行い、満たしていない場合は失格とする。

2 評価対象及び点数配分

各評価における項目及び配点は、次のとおりとする。

審査区分	評価対象	配点	割合
資格審査	資格要件、提案価格	—	—
一次審査	提案書（実績、会社体制等）	70点	35%
二次審査	プレゼンテーション等（提案内容等）	90点	45%
	提案価格	40点	20%

合計（一次審査得点＋二次審査得点）	200点	
-------------------	------	--

※資格審査は、資格要件及び提案価格の確認のみ

3 資格審査

応募のあった事業者から提出された提案書により、資格要件及び見積価格について選定委員会が審査する。

見積価格が提案限度価格を超える場合、資格要件（Ⅱ－４、Ⅱ－５、Ⅱ－６参照）を満たしていない場合は、失格とする。失格した事業者にはのみ、書面にてその旨通知する。

＜提案限度価格・再掲＞

	見積額総額（税込）
提案限度価格	36,256,440円

4 一次審査（内容審査）

資格審査で資格要件等を満たした事業者の提案書について選定委員会が実績・方針・提案内容・経営状態等の内容を審査する。

二次審査の対象となる事業者は上位3社程度とし、一次審査の結果、二次審査の対象となった事業者には、二次審査におけるプレゼンテーションを依頼する。また、一次審査の結果、最終審査の対象とならなかった事業者には、その旨を通知する。

5 二次審査（内容審査・価格審査）

最終審査の対象となった事業者がプレゼンテーションを行い、その内容及び提案書について質疑を行う。価格点は二次審査で合算する。

プレゼンテーションの内容は提出済の提案書に基づき行うものとし、プレゼンテーションに際して追加の資料は受理しない。また、プレゼンテーションは、法人の代表として説明できる者3名以内とし、主たる発表は業務管理者が行うものとする。

6 候補者の選定

一次審査及び二次審査の合計点が、最も高い事業者を受託候補者として選定する。

受託候補者となった事業者には、その旨を通知する。また、受託候補者とならなかった事業者には、その旨を通知する。

7 選定結果の公表

選定結果については、公表することが審査参加者の不利益となるおそれがある情報を除き、目黒区公式ホームページで公表する。

以 上